

令和6年度 学校監査結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度学校監査結果を下記のとおり公表する。

令和7年5月30日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	坂 口 勝 也
同	坂 場 まさたけ

令和6年度 学校監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査の結果を報告します。

なお、監査実施にあたっては、ふるたしのふ前監査委員、石川さえだ前監査委員が関与しました。

記

1 監査期日及び監査対象

- 1月24日（金） としま若葉小学校、明桜中学校
- 1月27日（月） 赤羽岩淵中学校、なでしこ小学校
- 1月28日（火） 滝野川第四小学校、滝野川第二小学校
- 1月30日（木） 西が丘小学校、八幡小学校
- 1月31日（金） 王子第二小学校、滝野川紅葉中学校

事務監査は、令和6年12月24日（火）～令和7年1月31日（金）に実施した。

なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全学校の区費職員について、庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

3 監査の主な着眼点

- （1）区の教育目標に沿った学校運営が行われているか。
- （2）学校施設及び設備は児童・生徒等の安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- （3）利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。

(4) 各学校に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。

(5) 現金、郵券等の出納保管は適正になされているか。

4 監査結果

学校に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

【 口頭注意事項 】

(1) 服務及び給与に関する事項 2 件

(2) 施設管理に関する事項 25 件